

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		神奈川県営住宅条例			
条 例 番 号		平成9年神奈川県条例第36号	法 規 集	第12編第9章	
所 管 室 課		県土整備局建築住宅部公共住宅課			
条 例 の 概 要		公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法に基づく改良住宅及び地区施設の設置及び管理について必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考	
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	県営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供する住宅である。今後も住宅セーフティネットの中核として、長期にわたって需要が見込まれており、本条例は、その県営住宅の設置及び管理について規定したものであるため、今後とも必要である。		県営住宅 (令和6年4月1日現在) 団地数 200 団地 棟 数 1,656 棟 管理戸数 44,342 戸 入居戸数 36,644 戸	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例では、県営住宅の設置及び管理に必要な内容を規定しており、法令の目的に照らして有効である。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例では、県営住宅の管理に民間のノウハウを活用するため、指定管理者制度を位置付け、効率的に運用している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、「新かながわグランドデザイン実施計画」の主要施策「的確な公的住宅の整備・管理」及び「居住コミュニティの創出に向けた住まいづくり」の内容に即したものであり、県営住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることは、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法に基づく改良住宅及び地区施設の設置及び管理について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			